

山梨県産業廃棄物再生技術アドバイザー事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、山梨県内で発生する産業廃棄物の再生利用について、県内の産業廃棄物排出事業者や同処理業者（以下「事業者」という。）による再生技術や再生品の開発の取り組み（以下「再生品開発等」という。）を募集し、再生品開発等に対する有識者による助言・評価、開発された再生技術等の公表を行うことにより、産業廃棄物の再生利用の促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の実施内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 山梨県産業廃棄物再生技術アドバイザー会議の設置

事業者の再生品開発等を支援するため、専門的な知見や技術を有する者（以下「アドバイザー」という。）で構成する山梨県産業廃棄物再生技術アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(2) 山梨県産業廃棄物再生技術アドバイザー会議幹事会の設置

公共事業等における再生品の利用促進を検討するための組織として、庁内関係課で構成する山梨県産業廃棄物再生技術アドバイザー会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(3) 再生技術等に対する意見等

幹事会は、事業者から応募のあった再生品開発等について、法令等への適合性や公共事業等で利用する場合の留意事項等を整理し、アドバイザー会議に報告する。
アドバイザー会議は、幹事会からの報告を踏まえ、再生技術等に対し助言及び評価を行う。

(4) アドバイザーの派遣

アドバイザー会議は、それぞれの再生品開発等における課題等に応じたアドバイザーを派遣し、事業者に対して助言を行う。

(5) 開発された再生技術等の普及促進

本事業による助言等を受けて開発された再生技術等については、山梨県のホームページで公表し、利活用の促進を図る。

(事業実施の手続き)

第3条 事業実施の手続きは、次に掲げるとおりとする。

(1) 募集対象

再生利用が進まない産業廃棄物の利活用を図るための再生品開発等を行う次の事業者であって、別表で定める基準に適合するものを対象とする。

- ①廃棄物が再生利用されるための新たな技術や再生品を開発しようとする事業者
- ②現に有している廃棄物の再生技術や再生品の品質をより活用可能な水準に向上させたい事業者
- ③自ら開発した再生技術等の利活用を促進するため、当該再生技術等の評価を受けたい事業者

(2) 申請等

①アドバイザー会議による意見や助言を受けようとする者は、「山梨県産業廃棄物再生技術アドバイザー事業申請書」(様式1)を正本1部及び副本7部作成し、必要書類を添付して、県環境・エネルギー部環境整備課(以下「環境整備課」という。)に申請するものとする。

環境整備課は必要に応じて関係資料等の追加提出を求めることがある。

②前号の申請を行った者(以下「申請者」という。)は、次のいずれかに該当する場合、「山梨県産業廃棄物再生技術アドバイザー事業終了報告書」(様式2)を正本1部作成し、環境整備課に提出するものとする。

イ 助言等を受けて開発し、又は向上させた再生技術等が、申請者が予定していた水準まで達したとき

ロ イ以外の場合であって、申請者が新たな支援を不要と判断したとき

③次のいずれかに該当する場合、環境整備課は申請された再生技術等への支援を終了することができる。この場合において、環境整備課は当該再生技術等への支援を終了した旨、当該申請者へ通知するものとする。

イ アドバイザー会議において、新たな助言等を不要と判断したとき

ロ 前号イに該当するにもかかわらず、申請者が様式2を提出しないとき

(その他)

第4条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条（1）関係）

1 再生利用する産業廃棄物に関する基準

次のすべての基準を満たすものであること。

- （1）特別管理産業廃棄物でないこと。
- （2）環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準等に適合していること。
- （3）土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準を満たしていること。
- （4）ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の低質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年12月・環境庁告示第68号）の別表の備考4に規定する数値未満であること。
- （5）廃石綿等及び石綿含有廃棄物を含まないこと。

2 開発する再生品の規格等に関する基準

開発する再生品が環境への影響がなく、次のいずれかの規格等がある場合には、当該規格等に適合していること。

- （1）日本工業規格（JIS）
- （2）製品に適用される関係法令等で定める基準
- （3）その他公的な機関が定める品質等の基準

3 その他の基準

- （1）食品衛生法で定める食品等の開発は、対象としない。
- （2）特に加工等を行わないもの及び既に一般的に活用されている再生技術等は、対象としない。
- （3）再生品開発等を行うにあたり、環境関連法令を遵守するなど、環境に配慮していること。